

テーマ：「情報倫理」教育の新たな視点を求めて

日 時：2006 年 12 月 16 日(土) 13:30 - 17:00

会 場：大学生協杉並会館 2F 202-203 会議室

報 告：岡部成玄氏（北海道大学 情報基盤センター）、夏井高人氏（明治大学 法学部）

参 加：27 名

● 大学での情報教育と情報倫理教育 岡部成玄氏（北海道大学） 北海道大学において情報教育を十数年担当され、メディア教育開発センター（NIME）と共同で情報倫理ビデオ教材を作成された岡部成玄氏より北海道大学での情報教育と情報倫理教育の実践の話題を中心にご報告いただいた。なお、この情報倫理ビデオ教材は、ACM の SIGUCCS において 2005 年の教材賞ビデオ部門 2 位を受賞されたものである。

高等学校で選択必修科目として教科「情報」が設置され、大学でのカリキュラムを見直し、大学ではどのような情報教育の内容の見直しが必要であるかを模索するなかで、全国の高等学校に向けて、教科「情報」に関する意見について、アンケート調査を行い約 800 校（全体の約 14%）から回答を得られたとのこと。

このアンケートでは、高等学校における情報教育を実践することは、難しい面があるが積極的に活用しようという肯定的な意見が多く、また、全体の傾向として、具体的に授業で取り上げられている内容では、情報検索・収集、著作権に関するものが多いものの時間数は少ない結果となったとのことであった。これは、その他にも非常に多くの内容を行う必要があるためであろうとのことであった。さらに、コンピュータ・リテラシの習得については、ほぼ達成され、たとえば、文書処理については、90%程度の高校が、7 時間程度の授業を行い、文書処理を取得するという目標を達成できているとのこと。このような状況を受け、大学での情報教育、さらには e-Japan 構想などにおける教育の情報化を進める方向性が示されたこと、メディア教育開発センターからの呼びかけもあり、これまで情報教育を進めてきた中で、情報倫理教育に力を入れていきたいという思いがあったこと、また、共通に使用できる教材の必要性があったことなどから、情報倫理教材を、国立大学情報教育センター協議会およびメディア教育開発センターの共同プロジェクトとして制作することになった。現在 Part 1 と Part 2 があり、さらに Part 3 の制作をはじめているとのことであった。

北海道大学で、この情報倫理教材を使用した結果、学生の評価としては有用であったとの回答が多く、また、著作権に関する問題についても、教材を視聴する前後での効果を調査したところ、効果が上がるものがほとんどであったが、視聴後に逆に不正解が増えた場合も少しあった。これは、ビデオ教材では、視聴者を引き込むように意図的に制作されるため、視聴した学生たちは、なにかもダメであると考えようになってしまうのではないかと考えられる。したがって、ビデオ教材で正しい効果をあげるためには、多面的な教材で、多面的な学習方法が必要であるとのことであった。

次に、北海道大学の新生生に対してコンピュータ・リテラシについての調査結果について報告され、文書処理、表計算、プレゼンテーションなどは、高等学校で行われている教科「情報」の効果が明らかにあらわれるもののプログラミングについては、ほとんど行われていないという傾向が見られとのこと。また、情報倫理に関する内容のうち、著作権についての知識は、常識化しているが、肖像権、セキュリティなどに関する問題については、常識化していないものの、教科「情報」を履修することで効果が出ている結果になったとのこと。

北海道大学における情報教育は、1 クラス 20 名程度の少人数教育で行い、授業外に週 2 時間程度、自ら学習し、また、大学院生が各クラスを TA として担当し、大学院生が学部学生を指導することによって大学院の実質的な単位としているそうである。具体的な方法については、可能な限り学習者間での多段階評価学習と協調学習をとりいれているとのこと。この協調学習による多段階評価学習は、学習者の理解を助けることや、理解を深めることに非常に効果的であったと報告された。

情報倫理の倫理という考え方は、道徳としての行為の基準や善悪の感覚。倫理として、道徳のもととなる考えであるが、たとえば、ACM の倫理及び専門家としての行動に関する綱領には、いくつかの道徳的な

規範があり、その中に「誠実で信用されること」、「信頼を裏切らないこと」などのような日本の社会ではあまり聞かれない項目もある。倫理・道徳はそれぞれの社会に依存するため、具体的にいつ何を学ぶかを考えることは非常に難しいが、ものの見方・考え方の学習を通して、コンピュータやメディアのリテラシなどの問題を知識の創造・活用などの話題を通して著作権などの問題も扱いながら大学での情報教育を行っているとのことであった。また、産業革命が、蒸気機関を利用して肉体労働を外化し、情報化された社会では、最近よく見られる「コピー・ペースト」のように知的労働を外化できるかもしれないが、それ以外に実社会をさらに豊にするリアルなコミュニケーションをどう増やすかも非常に重要なことだとされた。

● ネット社会の市民として求められる情報倫理 夏井 高人氏（明治大学教授・弁護士） ネット社会の存在を確定しなければ、ネット社会の市民の存在が不明であり、そこで求められる情報倫理について定義できるかどうかを再度検討してみたいとのことで報告された。

まず、ネット社会の存在については、存在している現実世界の中の我々が認知可能な社会があり、その部分を非電子的なものとの電子的なものに分けることができるが、情報倫理を考える場合に、電子的な部分のみに注目して考えられる場合が多い。実際には、非電子的な部分もあることを認識して考慮する必要があるのではないか。

また、ネット社会には、いわゆる憲法のような法律が存在せず、基本組織法なども存在しないためにネット社会の国民としての市民を定義できず、また、ネットワーク内にはロボットも存在するので人と同義語としては扱えない、したがって、「市民」という用語は適切ではなく「ネットユーザ」であれば現代人の意識とよくマッチするのかもしれないとのことであった。

一般的に情報倫理についての議論は収束しないことが多く、これは定義できていないものについて議論するからであり、結果的にそれぞれの定義を押し付けあう結果となるためである。一般的に情報倫理として要求される事項には、法的な問題、道徳の問題、倫理の問題が混在し、さらに多くの混乱を招いていると思われる。したがって、情報倫理は一義的には定義できないので、現実世界の一部としてネット社会をとらえ、機能論的な分析・考察で、限定的なスコープの中で有用性と実効性をとらえる必要がある。また、情報倫理によるネット社会のコントロールがなんらかの行動規範として機能し、実効性が確保されている必要があるとのこと。

情報倫理の中身を考察するために、主観的な行動規範と客観的な行動規範とに分けて考えると、前者には個人的な性癖、道徳観、利害打算などが考えられ、後者には、法規範、内部規則、ポリシー、宗教上の戒律などが挙げられる。これらの行動規範を具体的に機能させるには、経験と訓練によって内面化し、実装と運用を考える必要があるが、サンクションがない場合にはなかなか機能しないと思われる。たとえば、現実世界の一部としてネット社会をとらえ、同様の内容を考えてみるのが有用である。日常的に発生している迷惑行為について、現実社会で対処できてない場合が多々あるが、ネット社会においてのみ、そのような迷惑行為について有効な対処手段があるとは考えにくい。そこで、規範の遵守のためには、法律上の義務に関する正しい理解の普及、義務違反行為に対する損害賠償責任と処罰、義務違反行為に対する監視と犯罪捜査、さらには義務違反行為が証拠化される必要がある。また、社会的責任として考えてみると法規範とのサブセットとしてとらえる必要があるが、主観的な価値判断を強制する倫理はありえないので、主観的な価値判断を他人に対して強制しないように切り離して考えることも非常に重要であるとのこと。また、倫理や道徳などは先天的なものではなく後天的な教育や環境などの影響によって形成されることをよく考慮する必要があるとのことであった。

しかしながら、情報倫理を実際に普及させるためには、知識と自己抑制力が必要であり、知識のためには、学習と教育が必要で、その知識を実際に適用できるようにするためには、ある程度訓練が必要であり、さらに、これらの教育・訓練の成果の効果を実証し、フィードバックする仕組みが必要であると思う。自己抑制力については、人間には欲望があるので、最近の傾向としてサンクションについて理解ができない場合などには非常に困難ではあるが、ある種のサンクションが機能する必要があると思われるとのことであった。

● 質疑応答より

情報倫理ビデオ教材を用いた場合、視聴した後の具体的な教育方法についての質問が出された。これに対し、やはり、視聴するだけでは定着しないのである種の実践を行う必要があるとのこと。北海道大学では、具体的には、たとえばセキュリティにおいて Web サーバを各個人が起動し、そこにアクセスした場合にはどのようなログが収集されるか体験するなどの実践的な内容を取り入れ、さらに、自己評価も含めた確認のための様々な評価を取り入れている。また、レポートなどの提出においても、指導する側と細かいコミュニケーションを通して単なるコピー・ペーストにならない実質的に書き方を行うようにしているとのことであった。

また、明治大学で行われている具体的な情報倫理教育についての質問については、ロースクールであるので、各科目を専門とする教員が担当するという考え方で行っているとのこと。たとえば、著作権の問題では、90分×30回行っても足りないと思う。いわゆる情報倫理といわれている分野においてもカリキュラム体系を具体的に構築し、大学としても組織化することで講義を行っている。セキュリティに関する内容では、専門科目を設置し、企業のセキュリティチームの担当部長以下何名かのスタッフによって行っている。それぞれの本当の専門家でなければ、本当の事は教えられないというあたりまえのものを実践している。ロースクールの学生に対しては、将来、セキュリティポリシーの設計などを行う仕事につく可能性もあるので、具体的なプロシージャの設計方針、実際のプロシージャ作成時の必要な要素などを教える中で、様々な企業や事務所で自らが設計し、実装し、運転していく立場でどうするか考えるように指導している。自らが主体的に行動することが理解できることで自ら学ぶことがわかっていくのではと考えているとのこと。

学生は、自分が部下をもつ経験があまりなく、大学の教員が教えてやるという態度では、学生には伝わらないし、理解したくないだろうと思う。彼ら自身がある問題に直面し、それを対処できない場合には、社会から非難を受けるような状況をイメージして考えさせるようなある種のロールプレイング的な学習方法が有効なのではないかと思うとされた。

さらに、質疑として、初等中等教育の交通安全教育の事例では、安全教育と道徳教育がセットになっているように、大学でも本来、安全と倫理とは重なり合う部分があると思うが、ただ単に安全教育の部分だけを倫理教育の中で行うべきであるのか。たとえば、倫理で著作権について、「守る」ことを教えることも大切だが、著作権が今後どのようにあるべきかを考えることも大切な倫理教育ではないかと思う。たとえば、スタンフォード大学ロースクールのローレンス・レッシング氏が提唱した、「クリエイティブ・コモンズ」という考え方は、著作権者の権利は守りつつ、かつ著作物の流通を促進するための仕組みである。将来、どのような情報社会を作りたいのかを考えるのが本来の教育ではないかと思うし、結論は出ないにしても大学教育としても考えさせることが必要ではないかとの意見が出された。

この意見に対し、指摘されることは、全くそのとおりで、大学で行う教育が、将来に対するビジョンを育てる授業でなければ全く意味がないと思う。しかし、そこに至るまでの必要なステップもあると思うとされた。夏井氏は、コモンズの提唱者のレッシング氏とは友人であるとのこと。「悪法も法」という言葉もあり、著作権法も法であるので、法律に違反すれば処罰される。レッシング氏は、著作権法を熟知しているので、彼なりの著作権法に対する対処の方法としてコモンズを提唱したのだと思う。ロースクールの場合には、特に現行の著作権法を理解した上で、その法律にはどのような問題があり、それを解決するためにはどうすればよいかを考えることが必要であるし、法学部やロースクールでない場合でも、現行の法を教えることは最低限必要で、その上で、その法律の問題点を考えさせることも大切だと思う。しかしながら現行法の問題点については、受け止める側の能力や教える時期の問題もあると考えているとのことであった。

また、初等中等教育においては、最近一人っ子が増えて兄弟がなく、他者と関わることが希薄であるため各家庭内で行われていることを、各家庭外での関係にも単純に適用してしまうことも問題であり、家庭における教育は非常に大切だと考えている。しかしながら、たとえば、交通安全教育を行うにしても、大人が信号無視をしても何の処罰も受けない現実を子どもが毎日見ている世の中では何も説得力がない。初等中等教育における情報倫理の問題を、狭義の情報倫理として扱うことも可能かもしれないが、もっと広くとらえ基本的なルールを守ること。守らない場合にはサンクションがあることを教えられなければ、誰も信用しないと思うとされた。

さらに、最近では、ネット社会にはネット社会の倫理があり、現実社会では許されないことでもネット社

会では、グレーゾーンであると自信を持って主張し考えている学生方も多く、わかりにくい部分もあるのでこのあたりについての考え方に関する質問と情報倫理ビデオ教材の Part3 には、取り入れて欲しいとの要望も出された。これに関連して、ネット社会の倫理は、ネットの先には人が存在する以上、現実の世界の倫理と異なることはなく、小さな限られたネット社会に居るために、ものが見方が甘いために彼らの勝手な価値観を考え、また、サンクションを受けた経験が少ないために自己正当化しているに過ぎないと思われるとのことで、自らの勝手な価値観で閉塞状況に陥っていく危険性を考慮し、自らその閉塞状況を壊させるための大学教育の方向性も示された。

● 今回の研究会についての主な意見や感想など

「「情報倫理」を定義する事の議論そのものが非常に大切であると感じた。」「何の為に議論が必要なのかを生協職員も含めた情報教育に関わる人は、常に考え続ける必要があり、ネット社会だけの問題ではなく、実社会で起きている事例と平行に考えていくことが大切で、これからの思考役立てていきたい。」「最近、大学生協もネットにおける発信場面に広がりが出てきている。特にその部分だけが組織的体質によるものではないが、ネットの倫理部分についてのガイドラインが存在せず、現在に至っている。現在も、表現的にどうか、困惑する場面も多く、今後もこういった研究会には参加して行きたいと考えている。」などの意見が寄せられた。

しかしながら、「倫理教育や倫理が守られる社会、それを守る人を作っていくことはとても難しいことを改めて認識させられた。倫理というほどでもないマナーさえ守られにくくなっている若者やその親達、そしてそういう人の方が「得」をするこの社会やそれを支える価値観をどう方向転換するのか、課題は深く多い。想像力の欠如という問題もあると思う。」「面白かった。特に夏井先生の困難性についての指摘はその通りだと思った。特に最近はサンクションが・・・。」ということで、ゆとり教育による弊害や、現代社会におけるモラルに関連する問題をどう具体的に解決できるのかについては、非常に難しいということを実感された参加者も多かったようである。

その他には、「非常に有意義であり、様々な考え方を聞く事ができた。」「情報倫理という難しいテーマに対して議論が活発になるような題材を提供いただき楽しめた。」「とても勉強になり考えさせられることの多い研究会であった。」などの意見の他、「報告された方の教育や、学生に対するスタンスにはとても共感をおぼえた。」という意見。また、「倫理に対する明確な整理を頂き今後すぐに役立てられそうだ。」という意見や、「情報倫理教育に対する考え方、教授法の参考になるとともにその難しさを改めて認識することができた。」との意見、そして、「またこのようなテーマの研究会を開催していただきたい。」との意見も寄せられた。